

# 令和7年12月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月11日(木) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

## 3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について (所有権移転)  
議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について (一括契約)  
議案第6号 農用地の買入協議に係る要請について

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

## 4. 会議に出席した委員 (22名)

1 番 天本 正幸	2 番 寺崎 廣喜
3 番 中原 日登美	4 番 白水 壽徳
5 番 佐藤 和治	6 番 藤井 政秋
7 番 山下 梅夫 (欠席)	8 番 檜原 忠夫
9 番 山田 憲二	10 番 秋山 儀一
11 番 寺崎 多加子	12 番 末次 勝記
13 番 伊藤 博文 (欠席)	14 番 肥山 繁雄
15 番 赤川 敏彦	16 番 大中 寛敏
17 番 末次 実	18 番 西岡 利子
19 番 野瀬 敏彦	20 番 永利 春雄
21 番 久光 壽子	22 番 西岡 秋義
23 番 永利 美津枝	24 番 田中 善道

## 5. 会議に欠席した委員 (2名)

7 番 山下 梅夫 委員  
13 番 伊藤 博文 委員

## 6. 会議に出席した事務局職員 (3名)

事務局長 横尾 憲保  
農地係長 上野 智哉  
書記 豊福 大志

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは本日の総会は、議案6件、報告3件でございます。  
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

### (開会)

議長：

ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。  
なお、7番委員、13番委員より欠席届が出ています。  
よって、令和7年12月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。  
先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なお審議、よろしく願いいたします。

### [日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、11番委員、12番委員を指名いたします。  
よろしく願いいたします。

### [日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、6件を議題といたします。  
それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。  
番号1は、三沢内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2と番号3は、3条による無償移転で農地の交換です。番号2は津古地内の畑1で、番号3も同じく津古地内で田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

市街化区域内の宅地に接した農地と圃場整備された農地を交換されるものです。

(位置図で場所の説明)

2ページをお願いします。番号4は、三沢地内の畑2筆で、3条による有償移転で売買されるものです。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作不便、譲受人は新規就農するというので、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号5は、大崎地内の畑2筆です。3条による無償譲渡となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作不便、譲受人は新規就農するというので、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号6は、福童地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は新規就農するというので、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会代表：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、原案のとおり許可することと決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件の説明をいたします。

議案書の3ページをお願いします。

番号1は、井上地内の田1筆です。

農地を改良するため、一時転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請に対する意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、1件の説明をいたします。

議案書の4ページをお願いします。

番号1は、大崎地内の田2筆、畑1筆です。宅地分譲が1区画、特定建築条件付き売買予定地3区画を整備するため、転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は、原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

それでは次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転についてを議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について説明いたします。

議案書5ページをお願いします。

番号1、番号2は所有権の設定を受けるものが同一の案件で、八坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会代表：

ご報告いたします。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第4号は原案どおり承認されました。

次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約について、3件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約について、説明いたします。

議案書6ページをお願いします。

番号1から次の7ページの番号3は、貸借権の設定を受ける者が同一の案件で、干潟地内の田6筆、畑4筆、吹上地内の畑1筆です。

(位置図で場所の説明)

(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会代表：

ご報告いたします。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。  
議案第5号について、事務局の説明のとおり承認することに賛成  
の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。  
よって議案第5号は原案どおり承認されました。

次に、議案第6号、農用地の買入協議に係る要請について、1件を  
議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

議案第6号、農用地の買入協議に係る協議について、農業経営基盤  
強化促進法第16条第1項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議  
を要請いたしたいので付議いたします。

買入協議についてですが、農地の所有者から農地を売り渡したいと  
いう申し出があった場合、認定農業者に農地を集積するため、一旦、  
農地中間管理機構（福岡県農業振興推進機構）が買い入れることを必  
要と認め、市長から「農地の所有者と農地中間管理機構（福岡県農業  
振興推進機構）とで買入について協議をして下さい」ということを農  
地の所有者へ通知するものです。

この買入協議の通知は、買入協議制度を適用する場合の必須要件と  
なっています。

この制度の対象となる農地は農業振興地域整備計画における農用  
地区域内農地（通称：青地）です。また、受け手となるのは認定農業  
者が優先され、買入協議が成立しますと、農地の所有者は1,500  
万円までの譲渡所得の特別控除が受けられることとなります。

議案書の8ページをお願いします。

申し出があったのは、八坂地内の田7筆です。  
当該農用地は、優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものです。

なお、先日開催しました地区会議におきまして、ご了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。  
本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。  
議案第6号、農用地の買入協議に係る協議について事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。  
なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。  
議案第6号について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。  
よって議案第6号は可決されましたので、小郡市長に買入協議の要請をいたします。

### [日程第3 報告事項]

議長：

これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出3件  
につきまして報告いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

番号1は、津古地内の田1筆です。  
農地の交換のため合意解約されたものです。

番号2は、下岩田地内の田2筆です。  
貸人の都合により合意解約されたものです。

番号3は、吹上地内の田4筆です。  
売買のため合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明  
を割愛させていただきます。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の  
転用届出について、3件を報告いたします。

議案書10ページをご覧ください。

番号1は、大板井地内の畑3筆です。  
宅地分譲のため届出が出されています。

番号2は、寺福童地内の畑1筆です。  
店舗を建設するため届出が出されています。

番号3は、小郡地内の畑1筆です。  
露天駐車場とするため届出が出されています。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明  
を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。  
報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告をご覧ください。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、12ページの農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。  
報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和7年12月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和7年12月11日(木) 午後2時36分閉会

小郡市農業委員会

議 長 天本 正幸 ⑩

署 名 委 員 11番 寺崎 多加子 ⑩

署 名 委 員 12番 末次 勝記 ⑩